

国名:ニュージーランド

	項目	内容	調査方法・情報源
1)	EPAs/FTAs	<p>ニュージーランドとの間で発効している FTA は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域的な包括的経済連携協定 (RCEP)(2022 年 1 月 1 日発効) ● デジタル経済連携協定 (DEPA)(2021 年 1 月 7 日発効) ● 太平洋諸国経済緊密化協定 (PACER Plus)(2020 年 12 月 13 日発効) ● ニュージーランド・オーストラリア経済緊密化協定 (NZ-AUS CER)(1983 年 1 月発効) ● アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)(2010 年発効) ● ニュージーランド・香港(中国)経済連携緊密化協定 (NZ-Hong Kong, China CEP)(2011 年 1 月 1 日発効) ● ニュージーランド・マレーシア自由貿易協定 (NZ-Malaysia FTA)(2010 年 8 月発効) ● ニュージーランド・タイ経済連携緊密化協定(NZ-Thailand CEP)(2005 年 7 月 1 日発効) ● 環太平洋戦略的経済連携協定(P4)(2006 年発効) ● 韓国・ニュージーランド自由貿易協定 (Korea-NZ FTA)(2015 年 12 月 20 日発効) ● ニュージーランド・中国自由貿易協定 (NZ-China FTA)(2008 年発効) ● ニュージーランド・シンガポール経済連携緊密化協定 (NZ-Singapore CEP)(2001 年 1 月 1 日発効) ● 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(2018 年 12 月 30 日発効) 	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりベーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		<p>ニュージーランドが署名済みだが、未発効の FTA は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ニュージーランド・欧州連合自由貿易協定 (NZ-European Union FTA) • ニュージーランド・イギリス自由貿易協定 (NZ-UK FTA) • 模造品の取引の防止に関する協定(ACTA)(米国、オーストラリア、カナダ、欧州連合、日本、韓国、モロッコ、メキシコ、シンガポール、スイスが署名済み) • 環太平洋パートナーシップ協定(TPP)(オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムとの協定) <p>署名済みだが未発効の FTA については、関連加盟国による法的検討、署名、批准が必要である。当該 FTA が発効する前に法改正も必要である。</p> <p>ニュージーランドが現在交渉中の新しい貿易協定は次のものが含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ニュージーランド・太平洋同盟自由貿易協定 (New Zealand-Pacific Alliance FTA) (太平洋同盟、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルーのラテンアメリカ地域グループとの協定)の署名に向け交渉中。 <p>ニュージーランド・湾岸協力理事会自由貿易協定 (NZ-Gulf Cooperation Council FTA)に再交渉中(具体的には、物品市場アクセス及び労働と環境を中心とした交渉)。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 既存のアセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)の現代化、輸出障壁の低減、及び地域内の貿易促進を図るために交渉中。 • 高品質・包括的及びバランスの取れるインドとの二国間自由貿易協定について検討中。 • インド太平洋地域のパートナーとともに、広範な優先的経済・貿易課題に対応する経済的協力を促進するためのインド太平洋経済枠組 (Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity)を策定中。 	
--	--	--	--

2)	発給機関	<p>ニュージーランドの原産地証明書は、商工会議所等、複数の認証機関により発給される。(ニュージーランドの関税局ではない。こちらを参照。)アセアン及びオーストラリアへの輸出について、各認証機関の連絡先はこちら。</p> <p>原産地証明書を申請するニュージーランドの輸出者は、当該貨物が AANZFTA 協定に基づき原産されたことに関して、選択した認証機関の要件を満たす必要がある。</p> <p>認証機関によって申請手続きが異なる可能性があるが、発給される原産地証明書は同じ様式となる。(関税局のウェブサイトを参照。)ニュージーランド関税局の原産地証明書テンプレートはこちらをご参照。</p>	
3)	発給手数料	<p>各認証機関は、それぞれの手数料を定めている。ただし、認証機関のウェブサイト上には手数料は掲載されていない。</p>	
4)	必要書類 ／ 申請手順	<p>認証機関は複数あるため、申請手順が異なることがあるが、以下は一例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Trade Window の申請手続きは、こちらを参照。 • Auckland Business Chamber の申請手続きは、こちらを参照。 • Wellington Chamber of Commerce の申請手続きは、こちらを参照。 • ニュージーランドの商工会議所における RCEP の原産地証明書の申請手順では、申請者が RCEP の原産地証明書に関する回答を documents@chamber.co.nz に送信する必要がある。(詳細はこちらの FAQsを参照。) <p>Canterbury Employers' Chamber of Commerce、WiseTech Global Limited 及び Otago Chamber of Commerce における申請手順については、輸出者が各商工会議所に問合せる必要がある。</p> <p>各認証機関の連絡先はこちらを参照。ただし、全ての申請フォームが入手可能とは限らない。</p>	
5)	電子ファイル提出	<p>認証機関は電子の原産地証明書を発給可能であるが、一定のアセアン諸国では証明書に対する特定要件を定めている。当該要件はこちらを参照。</p>	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

6)	遡及発給	<p>ニュージーランドの商工会議所の FAQs(こちら)では、出荷日の後に発給された RCEP の原産地証明書は「Issued Retroactively」にチェックを入力しなければならないとしている。ただし、原産地証明書の遡及発給は出荷日より 1 年以内に行う必要があり、有効期間は出荷日より 1 年以内である。</p>	
	<p>遡及発給 COO の適用は可能か(輸入地において、一旦は一般(MFN)税率で通関後、遡って EPA 特恵税率を適用できるか、つまり一旦支払った MFN 税率と EPA 特恵税率との差額を還付してもらえるか)</p>	<p>COO の遡及発給後に還付(特恵税率と標準税率の差額の還付)が可能かどうかについてのガイダンスや入手可能な情報なし。</p> <p>COO は出荷日より 1 年以内に遡及発給可能であり、出荷後 1 年間有効であることを考えると還付可能である可能性はある。2018 年ニュージーランド関税物品税法上、ニュージーランド関税局局長には、一定の状況において、輸入者の納付済みの関税の全部又は一部を還付するかどうか決定する権限がある。例えば、局長が関税の誤納付を認めた場合(同法 142 条)。同法 146 条は、同法上還付可能な関税について、同一当事者が未納の租税公課に対して還付金の全部又は一部を充当する、又は全額を当該当事者に還付する権限を局長に与えている。</p> <p>ただし、本質問の状況において還付申請が認められるか否かについては、ガイダンスがないため、当該状況において還付請求がどのように取り扱われるのかは、ニュージーランド商工会議所に確認することが推奨される。</p>	
7)	再発給	<p>認証機関によると、再発給可能。COO 再発給のための正当事由は多数ある。例えば、ETD、船舶、航海番号、揚地港、荷受人住所などの変更である。修正を加えて再申請する場合、関連認証機関より再申請の理由提示を求められる。</p>	認証機関への照会
8)	第三国インボイス	<p>認証機関によると、第三国インボイスは可能。ニュージーランドの企業名と共に、「ON BEHALF OF」との表記に続けて第三輸出者又は親会社の名称を記載。当該企業のうち一社の住所が必要。両社の関係を示す情報を追加要請される可能性あり。</p> <p>上記は、非特恵 COO に関する手続きである。FTA によっては手続きは異なる。例えば、アセアン・オーストラリア・ニュージーランド FTA(AANZFTA)では、RCEP と同様に明確に第三国インボイスを認めている。</p> <p>一方、ニュージーランド・中国 FTA は、第三者取引の可否についての言及なし。第三者取引が認められるか否かについては不明。従って、認証機関は、中国関税当局が輸入時</p>	認証機関への照会

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりベーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		や輸入後監査においていかに扱うかについてコメントできない。	
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	<p>認証機関によると、本申請は、ケースバイケースで判断。提出/託送が連続しているかどうかの表示は非特惠 COO 用標準テンプレートにはない(AANZFTA も RCEP も関連認証機関での発給を認めている)。</p> <p>海外の港からの貨物がニュージーランドの保税倉庫で保管される場合、関連認証機関は当該国で当初発行された COO 及び補助資料(船荷証券、輸出申告書、押印済みの保税倉庫からの書簡を要求する。)ニュージーランド内で貨物に重大な変更が加えられていないことにつき関連認証機関の承認が必要である。</p> <p>ニュージーランド発の貨物の連続する原産地証明書を得るために、ニュージーランド商工会議所は、ニュージーランドから外国港への非特惠標準テンプレートを発行するのみである。従って、申請者は貨物通関場所の外国関税局に連続する COO の申請をする必要がある。</p> <p>FTA については、貨物がニュージーランド原産の場合(貨物の原産地及び実際の船積港に関して)、関連認証機関は通常の FTA COO を発給し、それから受領側にて連続する原産地証明書を発給することになる。</p> <p>例えば、ニュージーランドで生産したプロテインパウダーを送る場合、通常の AANZFTA COO をニュージーランドの正規発給機関に申請することができる。その後、タイの顧客が、通関後にマレーシアの顧客に当該プロテインパウダーを売ろうとする場合、当該貨物に何ら変更を加えないのであれば、タイの顧客は発給機関に連続する AANZFTA COO を申請することができる。</p> <p>発行した COO の原本の真正性の認証につき、ニュージーランド商工会議所に照会可能。</p>	認証機関への照会
10)	非加工証明書	ニュージーランド関税局によると、ニュージーランドではどの機関も非加工証明を発給していない。	認証機関への照会
11)	累積必要書類	<p>Auckland Business Chamber の申請フォームはこちらをご参照。申請フォームへの記入方法はこちらをご参照。</p> <p>各認証機関における必要書類の最新リストは、「必要書類 / 申請手順」の回答に記載するリンクをご参照。</p>	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりベーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

		認証機関によっては、輸出者がアカウントを作成する必要がある。(例:Trade Window— こちら をご参照。)	
--	--	---	--

上記 1)、2)、3)、4)、5)、6)、11)の調査日(確認日):2023年3月1日、16日

7)、8)、9)、10)の調査日(確認日):2023年6月6日、15日